いうのをやっぱり突き詰めていく、問題意識を 持っていくということはこれ必要だと思います し、さっきの保証人についてだって、それはや っぱり一たんとにかく滞納がなくて、これはい い人だといって、またそのまま問題ないままに ほっといて、さあたまってきたからといったと きその人いなかったりしたらどうするんでしょ うかなということになりますから、やっぱりそ れは2年に1遍なら2年に1遍、本人はもちろ ん保証人の確認もしなければいけないとか、や っぱりこの公務員という仕事はもっと突き詰め て工夫して実績を上げてということにしていか ないと生ぬるいという民間の批判は出てくると 思いますから、工夫をしながらなおかつ我々の 方も指導していく、それからやっぱりそういう 頑張ってる人にはそれなりの、頑張ってない人 にはやっぱり指導していくというふうにしない とこれからますます厳しい時代になってくるだ ろうと、そうしなければいけないと思います。

+

佐々木謙二委員の総括質疑

- 〇佐々木榮七委員長次に、順位2番、議席番号5番、佐々木謙二委員。
- ○5番 佐々木謙二委員 私が通告しているのは 2項目になりますけれども、主に不用額に関し まして答弁通告している皆さんに考え方をお伺 いしていきたいなというふうに思っております。 先般の9月1日ですか、開会の日に代表監査 委員の方から監査の意見があったわけでござい ますが、それによりますと最後の方、要望とま とめの関係でいろいろとお伺いしたいわけであ りますけれども、その関係で平成17年度の決算 意見の特徴的なこととして不用額について問題 提起されています。

代表監査委員は、不用額の考え方として2つ

の考え方があると。一つは、不用額は多いほど よい。それは節約をしたという考え方が一つ。 ただし、この論拠のもとに不用額の多少で勤務 評定する首長さんもおられる。それから不用額 は少ないほどよい。行政執行がなされたという 考え方の2つがありますよとおっしゃっておら れます。

代表監査委員の飯田監査委員は、不用額はできるだけ出さない行政執行であるべきだ。その論拠は、一つは、一般的に公会計は単年度会計で、不用額を出さずに使い切ることが許される、これが一つ。ただし、その前提として、極めて高度に精査された予算設定が求められること。それから予算を十分に精査・検証すれば、不用額は限りなくゼロに近づけることができる。それから不用額を予算計上時点で把握できれば、それはちょっと不可能だと思いますけれども、他の事業や新規事業に振り向けることができる。不用額分を高度に精査・検証していれば、その分の歳入がふえたことと同じ意味を持つ、こう主張されております。

また、この不用額について、よくぞ残してくれたと考えるか、これだけあればもっと市民のニーズにこたえられたのではないか、それぞれの立場で異論、反論あるかと思いますが、真摯に議論していただきたいと思います、こう言われましたので、きょうは議論させていただきたいいうことでございます。

最初に、市長にお聞きしますが、代表監査委員の意見の中で不用額の多少で勤務評定をする首長さんもおられると、こう言われておりますけれども、目黒市長はどうなのかなと、一言で簡単にお答えいただきたい。

- 〇佐々木榮七委員長 目黒栄樹市長。
- **○目黒栄樹市長** 私は、監査委員からその監査意 見書をおもらいしたときにも申し上げました。 例えば工事のとき、これぐらいでというふうに 予算で切るけども、同じ橋を何割か安くしたと

いうことであれば、これはやっぱり、手抜き工事とかなんとかないことが前提ですよ、でもそれはもちろん評価すべきことなわけですよ、同じ目的をやるならば。ということは私はあると思いますし、やっぱり金の使い方は極力むだを排すということもありますから、これも必要ですよ。

それから後で地方交付税だとか特別地方交付 税だとかってやっぱり単年度に変わってきます からね、不用額が限りなくゼロに近づくという のは、残念ながらそれはかなり厳しい状況です よと。そこでやっぱり補正補正しながら必要な 事業をしていくということが大事ですよと私は 申し上げたつもりであります。

- **〇佐々木榮七委員長** 5番、佐々木謙二委員。
- ○5番 佐々木謙二委員 勤務評価の視点もいろいろあるんだろうなと思います。今、市長が言ったことについては、工夫や効率化に努力した職員については、その努力は認めますよということだろうと思います。

代表監査委員がおっしゃってるこの勤務評価 というのはどういう意味なのかよくわかりませ んが、昇給、昇格の関係も含めておっしゃって るのかなというふうな感じで私は受け取ってし まったもんですから、今、市長に確認をさせて いただいたということでございます。

特にそういう部分についてはないんだろうというふうに私も思いますし、そういう範囲は不用額では評価は出ないだろうなと。個々の評価は目に見えて出てきますけれども、それは出ないんでしょうというふうに思います。

それで代表監査委員にお聞きしますが、この 不用額、勤務評定に関する部分で述べられたことについては決算審査のこの意見書には載って おりません。長井市の監査報告として代表監査 委員が意見として前段で述べられました。これ は長井市を指して述べられたのかなという感じ を持ちました、正直。 さらに決算審査の意見書に記載されていない 部分を代表監査委員の監査報告で述べられたわ けでありますが、これは監査委員の合議、監査 報告書というのは合議制になってるわけですが、 合議でなされたのか、あるいは代表監査委員の 主観、憶測で述べられたのか、ここのとこちょ っとお聞きいたします。

- **〇佐々木榮七委員長** 飯田武志監査委員。
- **〇飯田武志監査委員** お答えします。

私はと言うと、またおまえの私見かということになりますので、余りそういうことは言わないようにします。不用額については、今この文章の……。

(「いや、合議制でやったのかどうかだけについてです」の声あり)

〇飯田武志監査委員 もちろん合議制です。

これは本人が言っても、もう一人の方がおられますので、そちらから確認してもらわなければ納得できないよということであれば困りますが、何回も話し合って、文章化するにも多分こういう書き方すると誤解される可能性あるからやめようかねというようなこともありましたが、まず先ほども言われたように議論することに意味があるということで書かせていただきました。

- **〇佐々木榮七委員長** 5番、佐々木謙二委員。
- ○5番 佐々木謙二委員 それでは具体的に入らせていただきたいと思うんですが、不用額の考え方についてなんですけども、最初に監査委員事務局長に簡潔にお答えをお願いします。不用額の計算をどう計算するのか、それから計算した場合に5億8,000万円の不用額になるのかどうか、お答えいただきたい。
- 〇佐々木榮七委員長 沼澤厚子監査委員事務局長。
- ○沼澤厚子監査委員事務局長 お答えいたします。 計算についてということでございますが、決 算の調製につきましては地方自治法の施行令に 定められた様式がございます。これに基づいて なされるわけですが、この様式に従えば予算現

額から支出済額と翌年度繰越額を差し引いた残額ということになろうかと思います。

したがいまして、平成17年度の本市の決算に つきまして、規則に定められました様式に従え ば、一般会計と特別会計の総計で申し上げれば 4億7,000万円強ということになろうかと思い ます。なお……。

(「わかった」の声あり)

- 〇沼澤厚子監査委員事務局長以上でございます。〇佐々木榮七委員長5番、佐々木謙二委員。
- ○5番 佐々木謙二委員 計算式とその不用額の 額が今、監査委員事務局長の方から話がありま して、ここでは5億8,000万円となってますね。 ですけれども、計算しますと4億7,500万円な んですよ。そうじゃないですか。今答弁あった とおりです。この数字が間違っています。ご指 摘をしたいと思います。

それから不用額というのは、実際に残っておって使えるお金なんですか。それとも先ほど予算現額から支出済額と翌年度の繰越額を差し引いた額、これが不用額ですよと、これは計算式です。これは計算上の単なる机上の数字なんですか、どちらでしょうか。

○佐々木榮七委員長 沼澤厚子監査委員事務局長。○沼澤厚子監査委員事務局長 お答えいたします。

一般に歳入予算につきましては、見積額ということになろうかと存じますので、実際残っているお金、剰余金ということですか、ということになりますと歳入決算額から歳出決算額を差し引いた歳入歳出差し引き残額、もしくはここから翌年度に繰り越しすべき財源を差し引きました実質収支額というものが実際残っているお金ということになろうかと思います。以上です。

- **○佐々木榮七委員長** 5番、佐々木謙二委員。
- ○5番 佐々木謙二委員 ということは実際に使 えるお金ではない、こういうことになりますね。 計算上の数字だということになるんです。

この不用額というのは剰余金かということに

もう一回お聞きしますが、代表監査委員にお聞 きしたいと思います。17年度のこの決算意見書 では5億8,000万円強、こう言われているわけ ですが、実際は計算しますと4億7,500万円で す。ですけれども、これは机上の数字だと。で すから私は、形式不用額、こう見てます。実質 の不用額、余ったお金、剰余金というのは、先 ほど監査委員事務局長がお答えしたように実質 収支なんですよ。その実質収支というのは、歳 入から歳出を引いて、そして繰越明許などの次 年度への繰越額を差し引くと、この実質不用額、 余った額ですね、黒字額というのが把握できる ということになります。監査委員もこの前の方 で実質収支出してますよね。ですからわかって いらっしゃるんだと思いますけれども、何でこ の不用額述べたのかなという、私、疑問を持っ てるんですが、実質収支の実際の黒字分、剰余 金というのは一般会計で2億1,400万円なんで すよね。特別会計見ても1億6,700万円で、ト ータルで3億8,000万円、こうなります。これ が実際に18年度に繰り越して使えるお金なんで すよ。ですからさっき形式不用額、こう言った んですが、実質収支で黒字の額、剰余金という のは多ければ多いほどいいのかと。それは決し ていいことではないんです、確かに。なしてか というと、地方公共団体というのは営利を目的 としているわけではないですから、市民のサー ビスの事業をやるわけですから、やたらに黒字 をふやしても、これはいけませんよというふう に言われます。適度の剰余というのはあるんで すね。これは後年度の財源調整の範囲内で求め るべきだ、こう言われています。

おわかりだと思いますが、その剰余金の額というのは、額はどの程度の額がいいのかいうことなんですが、これは標準財政規模の3%から5%、こういうふうに言われてるんです。望ましい。それで私、計算してみたんですが、平成17年度の標準財政規模というのは長井市は74億

円です。これは8月の全協で財政課長から資料 いただきましたんで、それで計算しますと3% で2億2,200万円なんです。5%になりますと、 3億7,000万円ほどになります。この金額とい うのは私は剰余金としては適正範囲内だと、こ う思ってます。 4億7,500万円の不用額は、さ っき申し上げましたような形式的数字で、実際 には今申し上げたような数字になります。さら に長井市の財政分析指標は、ご案内のとおりで あります。極端に大変な数値を示しております。 さらに基金の状況もご案内のとおり、財政調整 基金は1億円ちょっとです。それから減債基金 なんていうと何十万円です。そういう非常に硬 直した厳しい状況でありますから、この不用額 に関する記述というのは非常に誤解受けやすい んじゃないかな、こう思うんですよ。そこはい かがでしょうか。できるだけ簡潔にお願いいた します。

〇佐々木榮七委員長 飯田武志監査委員。

〇飯田武志監査委員 先ほども言いましたように 不用額のとらえ方というのが大変微妙なことで ありますが、先ほどもちょっと言ったようにこ れを今、佐々木委員が言われたような、ちょっ と数字的なものも5億8,000万円というような 数字を入れたから、恐らくそういうような議論 に発展するだろうということを危惧したわけで すが、我々が意図したことは、そういう方向で はなかったのであります。私たちは考えたのは、 そういう不用額がある程度、実質これだけ使え るんだよというようなそういう財政論とか予算 編成のための方法論とか、そういう方向につい て語っているのではないんです。一般的な形で 公会計を使ってもいいということは、ここにも 書いてありましたようにその前提として一つ一 つの事業を精査して、これ以上削れないよとい うぐらい一つ一つ精査すれば一つの事業におい てたくさんの不用額的なものが出ないほど一つ 一つの事業を有用性、有効性、いろいろな面で

考えてくださいということを言ってるのであっ て、こういう考え方あるそうですが、予算はあ くまでも限度額で、これ以上使ってもらっては 困るよ、少し残してもらわないと来年の財政編 成にも財政運営にも、今、佐々木委員が言われ たように実際は困るのです。特に長井は大変厳 しいので、調整資金にも回せないほど厳しいか ら残してもらわないと困るのですというのが現 実論でありますけれども、だからじゃあ予算は そういうものも含んだ金額なのですか、私は言 いたいのです。そういう、言葉がいいか悪いか わかりませんが、あいまいな気持ちで数字を設 定されては困りますよ、一つ一つもうちょっと 厳密に、本当にこれ100万円要るんだか、去年 も100万円だったけど、やり方によってはもっ とできるかもしんないよねということのしても らいたい。そういう意識の改革をしていただき たいということがこの趣旨でありまして、この 数字、実質に使えるのは幾らだと思ってんだ、 本当に長井市はそういう財政運営で財政課長、 できるのか、そういうような技術論を言ってい るのではありません。

じゃあ、この数字と今厳密な不用額について のとらえ方がおまえ間違ってる。数字のとらえ 方もそうでなくて、本当はこうなんだというこ とになってますが、決算書のある一部のところ をとれば予算現額に対して幾ら余ったかという 考え方をとれば、じゃあその予算の設定がどう だったかなかということを真剣に考えて予算を 組んだのですかと。そのとき余った、例えば 100万円というものが90万円で予算組んで10万 円余れば、今、長井市でいろいろ新しい市民ニ ーズがあるときに、それは予算とれませんから 組めませんと言ったけれども、現実に見てみた らば一般会計で2億円以上の余ったじゃないか と。じゃあそれそのときに何で予算のときに浮 き上がってくれればこの事業できたんじゃない かというようなことが起こるから、一つ一つも

-151-

っともっと真剣に査定をしてくださいということが私たちの趣旨でありまして、技術論の問題ではありません。

- **〇佐々木榮七委員長** 5番、佐々木謙二委員。
- ○5番 佐々木謙二委員 技術論じゃなくって、 こういう考え方ありますよということなんでし ようけども、ここで言ってるのはそうじゃない ですよね。だんだん進めますから、予算現額の 関係から進めますけれども、まずとりあえずわ かりました。

ただ、当初予算で精査をしていればということなんでしょうけども、当初予算ではあくまでも見積もりなんですよね。後で申し上げます。ですけれども、それを最初から不用額も出ないように設定するなんて、これは至難のわざです。ですけれども、不用額出ないようにするには、これは方法あります。これは後で財政課長に聞きますから、わかります。

ただいま監査委員の答弁もお聞きしましたけ ども、私も予定ありますから、どんどん進めま す。

年度間の財源調整についてということでお聞きをしたいと思います。

代表監査委員は、行政執行で不用額はできるだけ出さないで行政運営するべきだという立場をとる、こう言われていますが、実質収支の関係で先ほど申し上げたわでありますけれども、2億円何がししかないわけです。一般会計で2億1,400万円、トータルで3億8,000万円。年度間の財源調整の財源としては財政調整基金あるわけですが、1億49万円しかございません。減債基金は23万3,000円しかございません。減債基金は23万3,000円しかございません。地方財政法の中でも言ってるんですが、地方公共団体というのは単に当該年度のみならず翌年度以降における財政状況をも考慮して健全な財政運営を行わなければならない、これは基本中の基本なんです。決算上の剰余金は2分の1以上の額を積み立てか地方債の繰り上げか償還の財源

に充てなければならない、こうなってるんです、 剰余金については。ですけれども、長井市は余 裕がないもんですから、ぎりぎりの財政運営を 強いられているというふうなこともありまして、 繰越金として翌年度財源に見込まれています。 これはある面では法の趣旨に反する変則運営な のかなというふうに思っていますが、この黒字 分の剰余金出さなかった場合どうなるのかとな りますね。不用額全部使ってしまうということ になりますと、そうなってきます。そうなった 場合は、これは綱渡りの財政運営になりかねな い。

それから危機管理、災害とか除雪対策とか、 不測の事態に対応できなくなってしまう場合が ある。特に長井市は、先ほども申し上げました ように財政構造には非常に硬直度が高くて、弾 力性がない、そういう財政運営を強いられてお ります。したがって、財政当局では赤字を出さ ないためのぎりぎりの財政運営を行っていると いうのが現実だと思うんです。この年度間の財 源調整に関して財政課長はどのように考えてい るかなんですが、いろんな問題が長井市には内 在しています。さっき申し上げた基金の問題か ら何からいって非常に内在している。したがっ て、これは知恵を出して最小の経費で最大の効 果を上げる、これは行政運営の効率化によって、 不用額を捻出するということが大事なのか、不 用額というのは余り意味ないんだろうと思いま すけれども、黒字決算をしながら年度間の財源 調整をして一定の範囲でこの黒字、剰余金を確 保しながら財政運営をしていくというのが必要 不可欠なんじゃないかなというふうに思ってお りますので、この辺は財政課長に伺ってみたい なというふうに思います。

- 〇佐々木榮七委員長 松本 弘財政課長。
- 〇松本 弘財政課長 監査委員が意見書の中でご 指摘のように、地方自治法第208条の規定によ って会計年度独立の原則が確定されているとい

-152-

ī

うことになるわけでございますが、一方では年度間の財源調整を可能にするために佐々木委員がご指摘のように地方自治法第233条の2であるとか地方財政法第7条の規定があるものというふうに理解をしているところでございます。

本市の場合、平成13年度から17年度までの財政計画期間中に計画的に財政調整基金であるとか減債基金に積み立てまして、年度間の調整を実施してきたという実績がございますが、計上的には地方財政法第7条の規定に基づく剰余金の処分ができていないというのが実態だというふうに認識しております。

その理由としては、厳しい財政状況の中で基金に貯金するぐらいのお金があったら市民サービスに使わなければならないということだと思っておりますけども、法の趣旨であるとか財政の健全性の見地からいえば必ずしも妥当なやり方であるとは言えないと思っております。ただ、その結果として財政調整基金であるとか減債基金の枯渇状態を招いてしまいながら留保財源もなく毎年度の予算編成であるとか補正予算の財源捻出にも苦慮していなければならないという実態がありますけども、これは委員がご指摘のとおりでございます。

このような状況を踏まえたときに、普通会計ベースでということになるわけですけども、先ほど委員がおっしゃられた実質収支比率のお話でいえば、長井市の場合、17年度については2.9%ということで、普通経験的に妥当だと考えておられる3%から5%の範囲を逸脱している。下限にもなっていないということになっています。したがいまして、この金額については私としては最低限必要なレベルの金額であるというふうに認識を持っているところです。以上です。

○佐々木榮七委員長 5番、佐々木謙二委員。

○5番 佐々木謙二委員 財政課長の答弁聞いて ますと、剰余金の処分についてもやっぱり本来 であれば基金に2分の1、積み立てなければなんないわけですから、四苦八苦の財政運営で非常に苦慮されているというのが今答弁された実態なのかなというふうに思います。

順序ちょっと間違ってしまったんですが、不 用額を使い切ることはできるのかということで、 ちょっともう一度聞きたいわけなんですが、こ れ代表監査委員にお聞きしたいと思います。不 用額は、先ほど監査委員事務局長がおっしゃっ たとおりですね、出し方。予算現額というのは ありましたけども、これは当初予算に補正予算 をプラスしたものですね、予算現額というのは。 それから歳入は見込み額、歳出は限度額、これ も見込み計上してるんですね。両方とも見込み なんです。あくまでもその時点で考えられる見 込みなんだよと。ですけれども、行政というの は常に動いてますから、予算現額の確定という のは非常に難しいんです。ですから先ほど答弁 では予算の時点で精査していれば云々とありま したけれども、なかなか難しいんです。しかも 予算現額の確定というのは、歳入の確定は出納 閉鎖までかかるわけですね。ですから非常に困 難なんです、額の確定するにも。歳出に当たっ ては、これは歳出の限度額勘案して、最小の経 費で最大の効果を上げるという基本があります から、職員はそれに工夫して頑張ってます。不 用額というのは、そういうことから出る背景が あるんです。

不用額を出さないために年度途中で精査をして確定して、これは不可能だと思いますけども、使い切ってしまったらどうなるんでしょうかということなんですが、予算現額見合い分、これあくまでも見積額ですから、現額分を使い切った場合は収入済額が不足する事態が予想されますので、赤字計上となりやすい。次年度以降の財政運営に支障を来すいうふうになります。

それから不用額、いわゆるちょっと不用額と 剰余金がごっちゃになるんですが、剰余金を限

-153-

りなく出さなかった場合、これはさっき言った ように財源調整をどうするかという問題が出て きます。先ほど苦肉の策の財政運営をされてい ますよという答弁になってます。当然危機管理 対策に対応できなくなるというふうになってく ると思う。そういう面からいきますと、この不 用額というのは使い切るというのはなかなか難 しいんですよ。そこの部分をまず監査委員にお 聞きしたい。

- 〇佐々木榮七委員長 飯田武志監査委員。
- ○飯田武志監査委員 先ほどから同じことになる かもしれませんが、私たちは財政運営が厳しい とかなんとかということは、これはだれが見て もわかることで、それを残してもらわないと困 る、それから不用額というものを全体でトータ ルですれば2億数千万円、一般会計であります が、私たちが言っているのはそういうことでは なくて、我々が、私たちが赤だと言っているの に、いや、白に見えるだろうということであれ ば、これはどうにもならないことでありますが、 一つ一つの事業をとれば、一つ一つの余った金 のトータルが全体不用額ということになるんで しょうけれども、一つ一つの事業をこれは100 万円でやる事業なんだという査定が、これは見 積もりで目算ですから収入が幾ら全体的に入る かわからないからアバウトでいいのですよとい う意識こそ、私はそれこそ間違っているのでは ないですかということを言いたいのです。一つ 一つの事業だったら、残さないでできるぐらい の精査できるんじゃないですかと。あなたが今 までずっとやってきたこの事業、本当に100万 円去年もらったけど、90万円で終わった。こと しもまた100万円もらうということ自体どうし てなんですかということを、そういう意識を持 って査定してもらいたいので、全部で何にも残 らなかったら財政運営はどうなんだ、こうなん だ、こういうことはもう当たり前の話でござい まして、そういうトータルな方法論や財政運営

論をしゃべっているのではないということです。 山形市の今新しく市長になって、市役所職員 の一つ一つの問題に対する意識が変われば市役 所が変わるという大きなテーマで職員のところ にここ2年ほど張ってあるそうです。とにかく 行財政改革の本当になるためには、もちろんそ ういう方法論も大切でしょうけど、目先の運営 論、目先の財政論も大切でしょうけれども、そ れだけでは私はやっぱり本当の意味の行財政改 革は進まない。それをタッチする職員の人が一 つ一つとにかく費用対効果を考えて少しでも、 5円でも10円でも安くしようということを考え て予算設定し、遂行することが行財政運営の本 当の姿でしょうということを論じたいのであっ て、幾ら残さないとどうですかという技術論に なれば、私はプロではないので、そんなことま ではあなたわからないでしょうといえばそのと おりかもしれません。

ただ、見た感じとして現実一般会計でも2億何千万円不用額が出た、不用額という言葉があれかもしれない、実質収支額が出たというお金、これはもっと、全額ではないにしても市民が求めてる事業、1,000万円とか2,000万円とか3,000万円の事業新しくできたのではありませんかということを言いたいのでありまして、そういうことでの議論だとかみ合わないという部分はあるかもしれませんが、我々の考え方はあくまでもそういう心の意識の改革の問題だということであります。

- **〇佐々木榮七委員長** 5番、佐々木謙二委員。
- ○5番 佐々木謙二委員 私は、要望とまとめの 部分を素直に読んでお聞きします。その代表監 査委員の意図する背景なんていうのはここでは 読み取れませんから、ここを素直に読み取って 質疑をしていきたいんです。

考え方がかみ合わないような感じになります けども、実際問題としてこれ予算編成するわけ ですけれども、これは精査して精査して、そし

-154-

て予定額ですけれども、見積額ですけれども、 予算というのは組むわけですよ。決して適当に このぐらいのつかみでとか、そういうやり方を やってるわけでないんです。あくまでもここに 言ってるのは、5億8,000万円の不用額に対し て述べられてるんですよ。述べられてる内容は。 そうだったら新規事業ができるんじゃないです かということ言ってるわけです。ところが私は、 不用額というのは意味違いますよ、実質に残っ てるのは2億数千万円しかないんですよ。それ はもう年度間調整にどうしても必要な金なんで すよ。ですからその見解はちょっと違うんじゃ ないでしょうかという議論だったんですけれど も、意見がすれ違うようですが、だけども私も そういう考え方で進めていきますので、答弁を していただきたいと思います。

これから5億8,000万円の中身というのは、 一般会計と特別会計両方合算してますよね。し たがいまして、それというのは適当なのかどう かということもやっぱり相互認識しなければな んないですよ、こういうふうに書かれれば。私 はおかしいと言うわけですから。特別会計とい うのは、一般会計に対して特定の事業の歳入歳 出を一般の歳入歳出と区別して、これ条例で設 置して別個に処理するための会計なんです。単 一会計主義の例外をなすものなんですよという ふうに言われてます。特定の目的を持った事業 なんです。これを一緒にして不用額というのを 考察するのはいかがかなというふうに、私はこ のまとめを見て質問しますので、いろんな疑問 を持ったことについてそういうふうに感じまし たので、ぜひ一緒にすることについてどう考え るのか、お願いします。

- 〇佐々木榮七委員長 飯田武志監査委員。
- ○飯田武志監査委員 私は、こういうふうに考えました。法律論とかなんかでは別会計でする、 一般会計とそういうものは経理は区別してする必要があるということが書かれていることは、

自治法の209条等でありますが、今、一般会計 から特別会計に公共下水道でも7億円強、それ から農業集落排水事業も1億円強、繰入金、繰 出金になっておりますし、実質公債費比率など も今までは入れてなかったようなものも広域行 政すべてそういうものを入れて、長井市の財布 一つでしょう、そういうものをしないと実態は わかりませんよということで実質公債費比率あ たりも総務省あたりは持ち出してきました。こ とし先取りするような形でこの意見書にも取り 上げさせていただきました。長井市の実態は実 はこうなんですよと。一つの財布の中で実はこ れだけの借金もあるんですよということが今問 われております。そういう意味で特別会計も一 般会計も、それから広域行政の債務負担的なも のも全部長井市の一つの財布の中じゃないです か。それならば一緒の見解で、それが足し算し て5億8,000万円、それは3億何千万円、合計 するのはおかしいでしょうということかもしれ ませんけれども、数字のとらえ方としては私は、 何度も同じこと言いますが、財布の中は一つだ という発想でございます。

- **○佐々木榮七委員長** 5番、佐々木謙二委員。
- ○5番 佐々木謙二委員 やっぱり認識というか、 とらえ方というか、その辺が私はちょっと違う なというふうに思ってますけれども、やっぱり 特別会計は独立した会計なわけですから、起債 関係でトータルで見なければなんないというこ とはあるんでしょうけども、だけどもこの特別 会計分も一緒にして全部のトータルで考えると いうことも私はいかがかなというふうに思って るんです。

例えば国保会計みたいなありますね。国保税 というのは別個に取ってるわけです。受益者は 別なんですね。全市民の場合とその部分の場合 とありますから、その特別会計の特徴があって、 そして別会計にこれが法的になってるわけです。 それ全部一緒くたにしてしまう。特に国保の会 +

計が大きかったもんですから、不用額がね、だから大きな数字になってきてますけれども、この国保というのは市民の医療の危機管理という役割も果たしているんですよ。そういうことからいって、たまたまことしは余ったと。それはたまたまなんで、例えばインフルエンザなんかがことし蔓延しなかったという場合は余るわけです。それはやっぱりその次の年の財源調整に使っていかなければならない、その枠の中で。ですからこれをみんな一緒くたにするというのは、私はそもそも認識的にやっぱり違うのかなというふうな感じがします。

(「繰入金はどういうふうに考えますか」の声 あり)

○5番 佐々木謙二委員 繰入金というのは、一定のルールに基づいて特別会計に繰り入れるんです。例えば出産一時金とか、これは一定のルールなり条例に基づいて市がそれを負担しますよと約束してる部分、そういう部分を繰入金として入れてるんです。これは約束事ですから、ルールですから、それをことしは不用額が余ったから少なくしますよとか、そういうことにはならないんです。あと質問は受けませんよ。

じゃあ、不用額を出さない財政運営は可能かというふうなことでお聞きしたいと思いますが、あるいは少なくするという手法があるのかということお聞きしますけれども、私はその年度の3月に不用額を見込んで決算状況を全面的に見直して補正予算を編成すればできるのかな、こう思ってます。ですけど、それはもう決算を2度やるようなことになりますから、なかなか大変だ。しかもその時期というのは、3月時期と変だ。しかもその時期というのは、3月時期というのは新年度予算の編成時期と重なる。実際問題として最終的に金を把握できるのは出納閉鎖の5月末でなければ普通はできないわけですから、そういう時点で非常に困難ではないかなというふうに思っています。そういうことが考えられますが、不用額出さない財政運営という

のは可能なのかどうか、これ財政課長にお聞き したいと思います。

- 〇佐々木榮七委員長 松本 弘財政課長。
- ○松本 弘財政課長 不用額を出さないためには、 今、佐々木委員がおっしゃられたように3月、 しかも3月31日のぎりぎりにその時点での計算 見込額に合わせて歳出予算の中で不用が生じる と思われるところを減額すれば限りなく技術的 にはゼロに近づけられるということになるだろ うと思います。

ただ、この補正に実体的な意味があるのかど うかということになると、全くそれは別問題だ と思っております。

- **〇佐々木榮七委員長** 5番、佐々木謙二委員。
- ○5番 佐々木謙二委員 やっぱり不用額を出さないようにするというのも予算現額の把握が非常に困難だと思いますし、意味のない作業だというふうに言われております。やっぱり不用額というのは、あんまり意味ないのかなというふうに私は見てますが、実際はやっぱり実質収支なんですね。また、作業的にも私は非常に難しいのかなというふうに思っております。財政課長答弁のとおりだと思います。

この項で一応最後になりますけれども、この 記述そのものをどう思うかということで聞きた かったんですが、代表監査委員からはいろいろ お伺いしましたけども、あくまでも計算上の不 用額というのは4億7,500万円出てます。実質 収支とこれは差が出てくる、実際、実態と。あ くまでも机上の計算ですから。実際はこの財政 運営をしていく場合の実態にそぐわない不用額 というのを見る場合に、この残った金がこれく らいありますかとかという見る場合にそぐわな いんじゃないかなというふうに思っています。

それからこの不用額をほかの事業や新規事業 に全部支出するなんていうふうなことになって きますと、これは赤字決算になるというふうに 思います。

-156-

については多少の誤差が出てきて当然だという ふうに思っているところです。確かに予算の査 定の段階でいろいろやらなければならないこと をやっているわけですけども、ここの部分につ いては本当に真剣に要求課と我々査定する側で けんけんがくがくやらせていただいているとい うふうに思っております。 結果として、この限度額の設定金額と決算額

ではないというふうに思っております。なぜか

といえば、ただいま申し上げましたようにあく

までも限度額設定でありますから、ここの部分

結果として、この限度額の設定金額と決算額との差がどのぐらいだったら適正かというふうな議論になってくるとすれば、それは一定の基準を最初から定めておくことが必要なんだろうというふうに思っております。ただ、私としては、今申し上げましたように必ずしもゼロでなければならないというふうには決して思っておりませんで、100億円からの推計をするのであれば、二、三%程度の誤差は当然だというふうに思っているところです。さらなる効率性が先ほど市長からもあったように求められるわけですから、さらなる格差が出てきて、乖離が出てきて当然だというふうに思っているところでございます。

なお、したがって監査委員がこの最後のところのご要望として言っておらっしゃる趣旨につきましては、先ほどもご説明ありましたから十分理解はできますけども、そのことと不用額とは全く別のものではないかということを感じながら拝聴させていただいたところでございます。以上です。

(「監査委員。簡単に」の声あり)

- **〇佐々木榮七委員長** 飯田武志監査委員。
- ○飯田武志監査委員 我々と考えたところと思いがけない方向から矢が飛んでくるもんですから、何でそういうところの方から矢が飛んでくるのかということで対処に困っておりますが、長井

それから不用額算出の歳入の基準となってる 予算現額ありますね。ここで書いてますが、予 算現額の2ページを見てもらえば総括表があり ます。それを見てみますと、実質歳入と、それ から実質支出、これは別枠になってます。これ はあくまでも予算現額というのはさっき申し上 げたように当初予算に補正予算プラスしたもの で、歳入予算については見積額だ、見込みの予 算であるよと。一方、歳出については、見積も りであると同時に支出の限度やその支出の内容 を制限する拘束力を有しているんですね、歳出 の方は。これは財政運営の原則であって、赤字 決算を出さないための会計処理というふうに私 は理解をしております。適度の黒字、先ほど申 し上げました3%から5%が望ましい、こう言 われております。私自身としては、この長井市 の財政運営で重要なのは不用額じゃなくて実質 収支のあくまでも黒字額じゃないかというふう に思っておりますので、そう見た場合には長井 市の実質収支の黒字額というのは私は適正水準 にあるというふうに思います。財政の実態の中 身が適正水準にある。これはおわかりいただけ ると思いますが、そうなりますとこの不用額の 記述で言ってる部分、いろいろおっしゃってま すね、新規事業にやった方がよかったんじゃな いかとかいろいろ言ってるわけですけれども、 この記述というのは私はいかがなものかなとい うふうに思うんです。それぞれ見解お聞きした いと思っておりますが、最初に財政課長にお聞 きしたいと思います。

〇佐々木榮七委員長 松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 歳出予算が限度額設定である以上、その推計に当たっては慎重にならざるを得ないのではないかというふうに思っているところです。監査委員がご指摘のように、高度な、しかも極めて高度な精査された予算設定ということになるわけですけども、ただ、ここの部分につきましては私は必ずしもそういうこと

-157-

市の今現況がこうだ、数字を翻って長井市はこ ういうふうになっておりますけれども、異論、 反論いろいろあるかと思うけれども、とにかく その立場で一つ一つの事業を議論していただく のも意味があるということを最後にちょっと言 ったりしたことがすべてのようにとられており ますけれども、こういう資料があります。04年 の会計検査院の報告の中で、架空計上と過剰計 上が調べた中で100億円あった。しかし、それ は一部なので、恐らく実態は400億円から500億 円あるだろうと推測されるという結果報告です。 その理由としては、予算を少しでも多くとると、 その人の評価になる。会計検査院が言ってるん ですよ。3つぐらい大きくある。予算を少しで も多くとると、その人の評価になる。2つ目、 初めての予算獲得のときはよく精査されるけれ ども、既得権化されると前例踏襲主義になって 精査がおざなりになる場合が多い。3つ目、予 算獲得には一生懸命だが、予算執行には比較的 無関心である。そういうようなことで架空計上 とか過剰計上になって不用額が出る場合がある というようなことがある。長井市が今非常に厳 しいので、そういうことはあり得ないというこ とはあるかもしれませんが、一般的にそういう ことがあってもらっては困りますねということ であります。

〇佐々木榮七委員長 5番、佐々木謙二委員。

○5番 佐々木謙二委員 ちょっとずれてるなというふうに思うんですよ。代表監査委員は、長井市の代表監査委員ですよね。そして長井市のこの決算意見書なんですよね。それを会計検査院がこう言ってるから私もこうだなんてことじゃなくて、実態を見ていただいて、やっぱり意見というのは出していただくのが筋なんじゃないかなというふうに思うんです。長井市の予算の中で架空のものとか過剰のものなんて、過剰というのは、あくまでも見積額ですからね、これと比較してそういう見解というのはちょっと

私はおかしいのでないかなというふうに思いますし、やっぱり不用額でここまとめられてますので、私は不用額のことで議論しようと思うんですが、不用額でなくて別な方に発展するもんですから、なかなかかみ合わない部分もあるんだなというふうに思いましたけれども、果たして本当にこの記述というのは適切なのかなというふうに私、疑問持ったもんですから、きょう議論させていただきました。

あと5億8,000万円というような数字はどうするのかなというふうな疑問もあります。この辺は私は訂正した方がいいのでないかなというふうに思ってますが。

2点目一つだけ、経常収支比率についてお伺 いしますが、レッドライン75%という表現使っ てますね。経常収支比率というのは、これは財 政構造の弾力性を見る比率、これご案内のとお りであります。これは都市部にあっては75%、 町村にあっては70%程度が妥当だと、こう言わ れてる数字ですね。私はそのように承知してい ます。経常収支比率のレッドラインが75%とい うふうに言われてますので、私とちょっと認識 違うな。確かにこの長井市の経常収支比率から いいますと96.5ですから、レッドラインどころ か危険ラインで、異常ラインと言ってもいいん でしょう。ですけども、この75%のレッドライ ンという記述について見解をお聞きして、私は 質問終わらせていただきたいと思います。簡単 にしてください。時間が2分ぐらいしかありま せんから。

〇佐々木榮七委員長 飯田武志監査委員。

〇飯田武志監査委員 お答えします。

この75という数字は、自治省からの引き継ぎですが、総務省ではこのぐらい、25%ぐらい自由裁量にできるお金がないといろいろ固定化してしまって、いい市民にニーズにこたえる新しい事業もできないのではないですかということで指針として出していただいてるんだろうと思

-158-

います。私が出した75%でありません。長井市が、いや、25%も要らない、15とか20だということであれば、それは私が、いや、75でないといかんとかというような数字ではないことはもちろんでありますし、レッドラインという言葉が適切でないということであれば用語論として時間を割いて議論することではありませんので、その辺のところは適正な言葉に置きかえることは何ら異議はございません。

○佐々木榮七委員長 ここで暫時休憩いたします。 再開は3時20分といたします。

> 午後 3時02分 休憩 午後 3時20分 再開

〇佐々木榮七委員長 休憩前に復し、会議を再開 いたします。

髙橋孝夫委員の総括質疑

- 〇佐々木榮七委員長次に、順位3番、議席番号11番、髙橋孝夫委員。
- ○11番 髙橋孝夫委員 私は、長井市の行財政 運営が市民生活の向上につながることを祈りな がら総括質疑を行います。通告をしております 2点につきまして質問申し上げますので、明快 な答弁をいただきますようにお願いをしておき たいと思います。特にかなり高度な議論を聞い た後ですが、私の質問に対してはかみ合うよう な答弁をいただきたいと思います。よろしくお 願いします。

質問の第1は、自治公民館活性化事業補助金 の考え方と今後の方向について教育長と中央公 民館長に伺います。 私は、この間自治公民館に対する補助のあり 方については何回か質問をさせていただいております。特に自治公民館に対する補助金の中身、 内容が旧来は活動費補助ということになっておったわけですが、それが活性化事業補助という ふうに変更されてからはその質問の度合いも増してきたと考えています。今回は、この間申し上げてまいりましたことも含めてお伺いをしたいと思います。

第1点目は、広報ながいへの掲載記事のねら いについて中央公民館長にお伺いいたします。

9月1日付広報ながいに「自治公民館活性化 事業補助金をご活用ください」と題して次のよ うな内容が掲載をされました。市では、地域に 住む住民がみずからの手によって地域の活性化 事業に取り組むために自治公民館活性化事業補 助金を交付しています。地域づくりは終わりの ない活動です。やれることから、やれる地域か ら始めて、地域全体が元気になれるようにぜひ ご活用くださいという内容であります。平成15 年度からこの自治公民館の活性化事業補助金、 申し上げましたように変わったわけですが、今 回のように年度途中で再募集みたいな格好です るというのは初めてではないかと私は感じます。 どういった趣旨で、どういうことをねらってこ の広報ながいに掲載をされたのか、お聞かせを いただきたい。

- 〇佐々木榮七委員長 寺島吉昭中央公民館長。
- **〇寺島吉昭中央公民館長** それでは、髙橋委員の ご質問にお答えしたいというふうに思います。

今、髙橋委員の方から9月1日号の広報ながいに掲載しました、平成18年度の自治公民館活性化事業の補助金についてご活用くださいというふうな記事を掲載させていただいたところです。記事の内容につきましては、先ほど髙橋委員からも話ありましたように、この記事につきましては活性化事業補助金の交付要綱の目的に掲げておるものでございます。

+